

令和6年度介護報酬改定について(1)

高崎市 福祉部長寿社会課

1

- (1)認知症介護基礎研修の受講
- (2)業務継続に向けた取組の強化
- (3)感染症対策の強化
- (4)高齢者虐待防止の推進(運営規程への記載含む)
- (5)身体的拘束等の適正化の推進
- (6)高齢者虐待防止措置未実施減算
- (7)業務継続計画未実施減算
- (8)身体拘束廃止未実施減算

2

定義①

施設系サービス

- ・介護老人福祉施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・介護療養型医療施設

居住系サービス

- ・特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護

定義②

短期入所系サービス

- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護

多機能系サービス

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

(1) 認知症介護基礎研修の受講

介護サービスに従事する人で医療・福祉関係の資格を有さない人を対象に、**認知症介護基礎研修受講**が義務付けとなりました。

(令和6年4月1日から義務化)

対象となる介護サービスとして、**全サービス（以下のサービスを除く）**
【訪問系サービス（訪問入浴介護は除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援】

①どのような人が研修受講義務付けの対象ですか？

介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない人が対象です。

②資格とは、具体的にどのような資格を指しますか？

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士等です。

(社会福祉主事(任用資格)のみの場合は義務付けの対象です。)

③新しく採用した職員の義務付けの取扱いについて

事業所が新たに採用した従業者で、医療・福祉関係資格を有さない者に対する義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられています。

(2) 業務継続に向けた取組の強化等

①業務継続に向けた取組の強化

■各事業所において、感染症や自然災害が発生した場合でも業務を継続していくための計画の策定、見直しを確実に進めていくという観点から、**必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する。**

②業務継続計画の策定等

■感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（**業務継続計画**）等の策定、年1回以上（施設・居住系サービスは年2回以上）の研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けとなりました。
（令和6年4月1日から義務化）

(3) 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、事業者の取組みとして、以下の項目の実施が義務付けられました。

（令和6年4月1日より義務化）

①感染対策委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底の義務化

感染対策委員会の定期的な開催及び、検討結果を従業者に対し、周知徹底を図ることが義務化されます。【6月に1回以上（施設系サービスは3月に1回以上）】

② 指針の整備の義務化

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備が義務化されます。

③ 定期的な研修・訓練の実施の義務化

従業者に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施が義務化されます。【年1回以上（施設・居住系サービスは年2回以上）】

(4) 高齢者虐待防止の推進（運営規程への記載含む）

■全ての介護サービス事業者を対象に、

- ① 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催
- ② 指針の整備
- ③ 研修の実施【年1回以上】
（施設・居住系サービスは年2回以上）
- ④ 担当者を定めること

が義務付けられました。（令和6年4月1日より義務化）

■高齢者虐待防止法の規定（理念）

目的：利用者の尊厳の保持・人格の尊重の達成のため

①高齢者虐待防止の措置義務（介護サービス事業者）

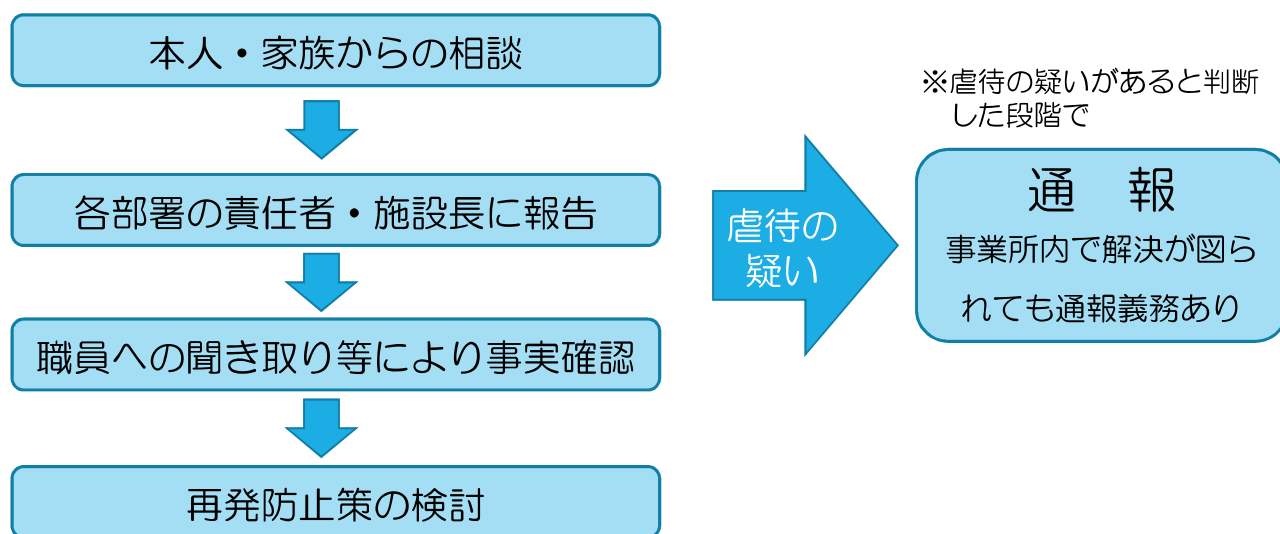
以下の対応を行わなければなりません。

- ・虐待の未然防止
- ・虐待等の早期発見
- ・虐待等への迅速かつ適切な対応

②市町村への通報義務（介護サービス事業者・従業者）

自分が勤務する事業所等で、当該事業所の従業者等から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、事業者等は通報の手続きを適切に行い、市町村に通報しなければなりません。

■不適切なケアが起こってしまった場合の対応（例）



11

もし虐待が起こってしまったら・・・

！ 隠蔽、虚偽報告は事態を悪化させ、事実が明白となった際には悪質と見なされます。

！ 速やかな初期対応（※）により透明性の確保、早期解決を図ることが重要です。

※事実確認、市町村への報告、個人の問題とせずに組織的な情報共有、原因分析・再発防止等

12

■事業所に求められる取組み

- ①全職員を対象とした研修の実施
- ②職員への支援体制の整備（ストレスマネジメント・メンタルケア等）
- ③事業所内で虐待（疑い含む。）が発生した場合、施設内で報告・通報しやすい体制を整備
- ④通報（虚偽及び過失によるものを除く。）は守秘義務違反にならないこと、解雇その他不利益な取扱いを受けないことを職員に周知
- ⑤事業所内で不適切なケアが起こってしまった場合の対応をマニュアル化
- ⑥運営規程への虐待の防止のための措置に関する事項の記載の義務※

※虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること

（５）身体的拘束等の適正化の推進

■身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付ける。また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。

イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること義務付ける。

■短期入所系サービス及び多機能系サービスの措置

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年に2回以上）実施すること。
（令和7年4月1日から義務化）※
※施設・居住系サービスは従前から義務化。

15

（6）高齢者虐待防止措置未実施減算

改 定 前	改 定 後
なし	高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

【全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）】

算定要件等（前述）（令和6年4月1日より義務化）

■虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）

- ① 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催
- ② 指針の整備
- ③ 研修の実施【年1回以上】（施設・居住系サービスは年2回以上）
- ④ 担当者を定めること

16

(7) 業務継続計画未実施減算

改 定 前	改 定 後
なし	施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設） その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

【全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）】

（令和6年4月1日より義務化）※減算が適用されない場合あり。

（前述）令和6年度の報酬改定により、介護報酬では、各事業所において、感染症や自然災害が発生した場合でも業務を継続していくための計画の策定、見直しを確実に進めていくという観点から、業務継続計画等が未策定の場合、基本報酬を減算されます。

17

(8) 身体拘束廃止未実施減算

改 定 前	改 定 後
なし	身体拘束廃止未実施減算所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

【短期入所系サービス、多機能系サービス】

算定要件等（前述）（令和7年4月1日より義務化）※施設・居住系サービスは従前から義務化。

■ 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

18